

STOP超勤 ニュース④

～「働き方実態アンケート」の結果から考える～



「働き方実態アンケート」を公表、 「働く人びとのいのちと健康をまもる 北海道センター」の協力も得て、道教委へ要請

本日、高教組・道教組は、「働き方実態アンケート」結果を公表しました。また、過労災害の救済や労働者の立場で安全衛生活動を推進する「働く人びとのいのちと健康を守る北海道センター（通称：いの健）」から、同法人理事長の細川医師（道立学校の産業医も担当）、木幡事務局長、島田弁護士も同席し、道教委に対して、労働実態に基づく正確な把握を実施するよう要請しました。



記者発表の様子
（教育庁記者クラブ）

記者発表・道教委要請参加者

（高教組） 尾張委員長
菱木書記長
（道教組） 川村書記長
（いのけん） 細川理事長
木幡事務局長
島田弁護士

※細川理事長は道教委要請のみ

北海道の教職員の
「2021働き方実態アンケート」報告書



ご協力、お問い合わせありがとうございます。

北海道高等学校教職員組合・北海道高等学校教職員組合（事務局：7月10日～11日）
北海道高等学校教職員組合（事務局：7月10日～11日）
北海道高等学校教職員組合（事務局：7月10日～11日）
北海道高等学校教職員組合（事務局：7月10日～11日）

島田弁護士のお話

KKR 札幌医療センターの元看護師、杉本綾さんの過労死裁判も担当しており、持ち帰り残業が労働時間として認められるように取り組んできました。これまでの判例でも、持ち帰り残業により過労災害が認定されており、使用者として把握することは必要なことです。特に、他の労働者も持ち帰り残業で対処しなければならないほどの状況になっていたり、あるいは、業務の軽減が図られておらず、到底時間内で消化しきれない場合は、持ち帰り残業をせざるを得ない状況であったということになり、その労働時間性を肯定する要素として働きます。今回の「教職員実態アンケート結果」から、学校職場の実態は、これらの状況に当てはまると考えます。過労災害が発生した場合、持ち帰りも含めた、労働実態の把握をしていなければ、安全配慮義務違反となる可能性があります。



道教委要請



「STOP超勤 緊急集会2021」 ～「働き方実態アンケート」結果から見えるもの～

12月12日、高教組・道教組の主催で、「STOP超勤集会」を開催しました。「働き方実態アンケート」のまとめについて共有するため、これからのとりくみについて議論するために集会を開催しました。報告に先立ち、北海学園大学の川村先生から、大学生の指導を通して気づいたワークルール教育の重要性、問題や運動の可視化・社会化することの大切さ、その情報共有の方法について、これから教職員組合にのぞむことなどについて、お話していただきました。後半の討論では、結果報告を受けて、「正確な記録のためには、個人任せでは困難では？」「業務の偏りが、職場の分断を生んでいるのでは？」「36協定等、労働者を守るしくみを労働組合が発信していく必要があるのは？」などの意見が出されました。まずは、1600を超える教職員の協力によって可視化された結果を、現場に返すことが必要です。アンケート結果の共有をきっかけに職場で率直な声を聞きましょう！

問題や運動の可視化・社会化する

- ・問題は発見され（解釈されて）こそ
- ・自分たちには当たり前すぎて語る必要さえ感じられなくなる危うさ
- ・初級者向けから上級者向けまでの情報整備
- ・労働組合を伝えたいなら、日々の実践（何をしてどんな成果を獲得しているのか）こそ伝えよう



川村先生
（北海学園大学）



アンケート結果はこちら

<http://dokokyoso.jp/?p=4157>

アンケート実施主体
北海道高等学校
教職員組合
011-231-0816
全北海道
教職員組合
011-742-0101